

令和5年2月 第12回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年 2月 27日 (月)					
開催場所	小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2					
開催時刻宣告者	午前・午後 1 時 38 分 小川町農業委員会会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 3 時 15 分 小川町農業委員会会長					
議長	山田 富子 (会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	13名		欠席委員	1名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
			新井 實一			
出席委員	9名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

## 議案日程

### 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について

(農地中間管理事業)

議案第5号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について

議案第6号 地籍調査に伴う農地に係る地目認定について

議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(素案)について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

報告第3号 農地の埋立(盛土)工事の施工について

## 第12回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年2月第12回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時38分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号12番「福島由博」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号8番「田下三枝子」委員、9番「遠藤勉」委員をお願いいたします。

それでは日程に従い、議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について「申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

4条許可は、農地所有者本人が、農地を転用する場合の案件となります。また、市街化調整区域内の農地転用につきましては埼玉県知事の許可が必要になります。

それでは申請番号1番について読み上げさせていただきます。

(申請番号1番について読み上げ)

本申請について工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されております。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議長

それでは調査担当区の八和田地区委員より、現地調査報告をお願いします。

坂田推進委員

推進委員の坂田が報告します。

2月20日午前8時30分に八和田公民館駐車場に集まって、農業委員5名、推進委員1名、計6名で現地調査を行いました。

場所は案内図の6ページにある182番地4の地番で、184番地2の地番に申請者のお母さんの自宅を新築するに伴い、息子宅への給水管を新設する必要があり、農地を分筆するものです。

現地調査の結果、宅地との境は明確であり、隣接する第三者の農地もなく、また道路側には側溝があり、担当地区としては問題なしと判断しました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第12回定期総会議事録

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

申請番号2番について説明する前に、本案件については5月の総会で農用地区域から外すための「除外」を承認された案件でございます。今回、除外が決定されましたので、この度、農転の申請となりました。

それでは申請番号2番について読み上げさせていただきます。

(申請番号2番について読み上げ)

本申請について工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されております。また、水利権者及び隣接農地所有者より同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

それでは調査担当区の八和田地区委員より、現地調査報告をお願いします。

3番関口委員

3番、関口豊がご報告します。

2月20日、八和田公民館駐車場に農業委員5名、並びに推進委員1名で8時30分に集合し、現地確認してまいりました。

現地は境界杭が全部入ってしまっていて、隣接する田畑の方にも境界杭が全部入っていましたので、確認したところ大丈夫と判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入ります。まずはじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

## 第12回定期総会議事録

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。
- 申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。
- 申請番号1番につきましては、第10回、11回の総会において継続審議となった案件でございます。
- それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。
- (申請番号1番について説明)
- なお、資材置場への進入路を申請地北側の河川沿いの町道（河川敷）からにすることについて、本申請どおり、県土整備事務所からの河川占用許可が下りる見込みとなりました。現在、施工方法につきまして協議中でございます。
- このことによりまして、住宅の敷地については変更せず、前回の総会で可決・承認いただいたとおりの敷地で住宅の建築をすることとなります。
- 以上のことから、今回の総会において資材置場の許可についての最終審議をお願いいたします。
- 本申請について土地の売買契約書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、既に支払い済みですので領収書が添付されております。また、隣接農地所有者より同意書が添付されていることを申し添えます。
- なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。
- 最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
- 議長 それでは調査担当区の大河地区委員より、現地調査報告をお願いします。
- 5番笠原委員 議席番号5番の笠原が報告いたします。
- 2月21日の10時に現地に集合しまして、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。
- 議案第2号について現地の状況を報告いたします。
- 資材置き場予定地の境界が確認でき、きれいな状態で管理されております。
- 以上でございます。
- 議長 それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第12回定期総会議事録

(質疑対応)

3番関口委員 はい、すみません。

議長 はい。

3番関口委員 3番関口ですが、先ほど言った許可申請は県の方から出ると言っていましたけど、いつ頃出ますか。

事務局 現在、工事の施工方法について協議中で、まだ許可がいつ出るのかは確定しておりません。

3番関口委員 まだはっきりとはわからないということですか。

事務局 許可は出るのですが、許可が出るような施工方法について協議中でございます。

3番関口委員 それは個人負担ですか。

事務局 個人負担になります。

3番関口委員 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。

3番関口委員 はい。

議長 他にはございますか。

(挙手なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。

続きまして、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

第12回定期総会議事録

- 事務局 本申請について工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されております。
- なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。
- 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
- ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは調査担当区の八和田地区委員より、現地調査報告をお願いします。
- 坂田推進委員 はい、推進委員の坂田が報告いたします。
- 2月20日午前8時30分に八和田公民館駐車場に集まって、農業委員5名、推進委員1名、計6名で現地調査を行いました。
- 場所は案内図の6ページにある182番地1の地番で、受人の家を184番地2の地番に新築するにあたり、駐車場として利用するために申請するものです。
- 現地調査の結果、宅地との境は明確であり、隣接する第三者の農地もなく、担当地区としては問題なしと判断しました。
- 皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。まずはじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 それでは他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございます。
- なお、議案第1号、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
- つづきまして日程4、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。今月は竹沢地区の再設定、1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
- 議案第3号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について、「小川町長から、農用地利用集積計画について承認を求められたのでその承認を求める」とのことです。

第12回定期総会議事録

事務局

市町村は農業経営基盤強化促進法に基づき、「農用地利用集積計画」を作成しており、利用権はこの計画の一部です。町がこの計画を公告するためには農業委員会の決定を経る必要があるため、今回承認を求められているものです。

小川町では通常の農家さんが行う利用権設定のほかに、平成30年度より農家以外の方が1000㎡までの農地を基盤強化促進法で設定できる制度を設けました。今年はその5年目に当たります。この制度は期限を1年と限定し利用権設定を行えるもので、去年は2件の申し出がありました。今回はその内1件の再設定の申し出がありましたので、審議していただきますようお願いいたします。

それでは、申請番号1番について説明します。

(申請番号1番について説明)

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長

それでは調査担当区の竹沢地区委員より、現地調査報告をお願いします。

新井邦男推進委員

はい、推進委員の新井が報告いたします。

2月22日、10時に農業委員1名、推進委員2名、計3名で現地集合し、調査を行いました。

申請番号1番からのらぼう菜、ネギ、キャベツ等が作付けされていて、畑の隅には堆肥が作られていました。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入ります。まずはじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

はい、それでは他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第3号は原案のとおり承認することを町に回答いたします。

日程5、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理事業)」を上程いたします。なお、こちらの案件については、日程6、議案第5号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について」と関連しておりますので、一括して説明し、その後別々に採決することといたします。それでは申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。



## 第12回定期総会議事録

事務局

事務局です。

議案第4号と議案第5号は関連がありますので、一括して説明いたします。

まず議案第4号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）「小川町長から、農用地利用集積計画について承認を求められたので、その承認を求める」とのことです。

中間管理については改選後はじめての案件ですので、簡単に説明いたします。

利用権設定は貸付人と借受人の契約ですが、その間に転貸人として埼玉県農林公社を挟む事業を農地中間管理事業と言います。

農地中間管理事業は、貸借を中心とした農地の中間的な受け皿機能を強化し、認定農業者や新規就農者など新規参入の促進によって、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的としている制度です。埼玉県では埼玉県農林公社が転貸人となり、農地の出し手から農地を借り受け集積し、農地の受け手（担い手）に貸し付けを行います。

以上を踏まえまして、議案の内容説明に入らせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。

（申請番号1番を読み上げ）

つづきまして、議案第5号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について「小川町長から、農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について意見を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。

配分計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理事業として借りた農地を実際に誰が使うか配分する計画です。

この配分計画案について、農業委員会は意見を町に報告し、その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。

なお、本来、配分計画では農林公社は特定の人に農地を貸し出しますが、今回の案件は中間管理機構である埼玉県農林公社が、研修用の圃場として農地を借り受けるものでございます。

埼玉県農林公社は、小川町明日の農業担い手育成総合支援協議会の構成員となっておりますので、中間管理事業を使って研修用の圃場を確保し、実際は小川町明日の農業担い手育成塾の塾生が使用することとなります。

なお、小川町明日の農業担い手育成塾とは、小川町の担い手となる新規就農者を育成するため、推進事業に基づき、実践研修事業を行うための制度です。

担い手育成塾は令和2年度に設立されましたが、設立当初から塾生がいませんでした。今年4月に初めての塾生が入ることとなり、研修用圃場の確保のため議案となりました。

以上を踏まえまして、議案の内容説明に入らせていただきます。

（申請番号1番を読み上げ）

調査区は、小川地区になります。

以上説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いいたします。

久保推進委員

はい、推進委員の久保が報告いたします。

2月25日土曜日、午前9時、埼玉伝統工芸会館駐車場に集合。農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。

第12回定期総会議事録

- 久保推進委員 案内図は2ページです。場所は下里一区。議案第4号、農地利用集積計画（農地中間管理事業）関係、それと議案第5号、中間管理事業、農用地利用配分計画案に関する農地で坂田橋を渡りまして、ほぼ100m左側に農地が隣り合わせでありました。  
2枚とも大豆を秋に収穫された畑で、春になれば別の野菜が栽培できるように管理されていました。  
当地区としては特に問題なしといたします。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。  
以上、報告です。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは議案第4号及び議案第5号の一括質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 7番河村委員 すみません。
- 議長 河村さん、どうぞ。
- 7番河村委員 7番の河村です。  
私が無知で申し訳ないのですが、賃借料の使用貸借とはどういうことなのでしょうか。
- 議長 事務局をお願いします。
- 事務局 はい、使用貸借というのは、農地所有者に対価を支払わない、物納も何もしない契約ということですよ。
- 7番河村委員 地主さんには何も渡さないということですね。
- 事務局 はい、何も渡さないということです。
- 7番河村委員 わかりました。
- 議長 他にはございますか。  
はい、田下委員どうぞ。
- 8番田下委員 8番の田下です。  
入門講座という講座をひと月に二回、主にまだ働いていて、今後農業を生業するのか趣味とするのか検討中の人を講座生として、横田さん、河村さん、私、それから金子さんのところで受け入れているのですが、講座生はすごく熱心で、これから農業をどうにか実現したいと思っています。いらっしゃる方ばかりです。  
この担い手塾の話を講座生の皆さんにお話しして、こういう仕組みがあるから環境農林課に行って相談したらいいよと情報提供をして良いものなのでしょうか。  
講座生の皆さんは講座が終了すると、小川町に移住することになって住所も持ってきたり、あるいはとりあえず家を借りたりしていますが、では畑をどこにしようか、どのように農業をしようかといったところで、仕組みができていないことがたくさんあります。  
そこについて整備していきたいと思っていますので、まず人の流れといいますか、どのように送り込んだらいいかといった正当な手法を教えてくださいたいと思います。

第12回定期総会議事録

- 議長 事務局よろしいでしょうか。
- 事務局 はい、事務局です。  
この件については今後の課題となるかと思いますが、今回の議案につきましては集積計画と配分計画の議案となっておりますので、ここではご説明を割愛させていただきます。
- 議長 すみません。また後日、そちらに関しましては検討したいと思います。  
他にはございますか。
- 4 番田中委員 はい。
- 議長 田中委員どうぞ。
- 4 番田中委員 塾生を受け入れる講師の方はどなたですか。
- 7 番河村委員 霜里農場の金子宗郎さんです。
- 4 番田中委員 そうすると、有機限定なんですか。
- 事務局 ご質問いただきましたが、今の審議とは別の話になりますので、そちらについては別の機会にお願いします。
- 議長 総会が終わりましたら、そちらに関しましては説明いたします。  
他にはございますか。  
  
(挙手なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。  
  
(質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。まず、議案第4号、申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので議案第4号、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。  
つづきまして議案第5号、申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第5号、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

第12回定期総会議事録

- 議長                    なお、議案第4号及び議案第5号は、原案のとおり承認することを町に回答いたします。  
つづきまして日程7、議案第6号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定について」を上程いたします。  
今回は、青山地区94筆の地目認定について、照会がありました。  
この議案について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局                事務局です。議案第6号、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について「小川町長より、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について照会を求められたので、その回答について意見を求める」とのことです。  
改選後初めての案件ですので、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について、説明いたします。  
小川町では、国土調査法に基づきまして、平成5年度より、地籍調査事業を実施しております。八和田地区から始まり、竹沢地区、大河地区と進み、今年度は、青山地内の一部が調査対象となっております。  
地籍調査に伴い、登記簿地目が農地で、現況が農地以外の地目になっているものについて地目変更をする際に、農地法との関係もございますので、小川町から当委員会に変更についての意見を求められております。  
照会対象農地については、議案書の14ページ以降の一覧表のとおりで、合計94件です。うち82件が、農地から他の地目への変更予定、他12件が、他の地目から農地への変更予定となります。  
一覧表の左から5列目に、調査前の地目が記載され、表の中心辺りに地籍調査の結果を踏まえた調査後の地目が記載されております。  
94件中30件が市街化調整区域内、64件が市街化区域内であり、また農振法農用地の指定はありません。  
よろしく願いいたします。
- 議長                    それでは審議に入ります。  
まず、関係委員がおりますので、先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号35番と36番について、関係委員である荒井茂推進委員の退出を求めます。  
  
(荒井茂推進委員、退席)
- 議長                    それでは、荒井茂推進委員関係案件の申請番号35番と36番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局                事務局です。荒井茂推進委員案件の申請番号35番と36番について説明いたします。  
(荒井茂推進委員案件の申請番号35番と36番について説明)  
最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。  
よろしく願いいたします。
- 議長                    それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 5番笠原委員        はい、議席番号5番の笠原が報告いたします。

第12回定期総会議事録

- 5 番笠原委員 2月2日(木)午前9時にヤングボウルに集合し、農業委員3名、推進委員2名、さらに地籍調査担当職員3名、農業委員会事務局2名にも同行していただき、2班に分かれて現地調査を行いました。
- 申請番号35番、36番の荒井茂推進委員関連の現地調査報告をいたします。
- 現況を見て担当者の話を伺いながら現地確認したところ、担当地区としては特に問題なしと判断いたします。
- 皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号35番と36番につきまして、報告のとおり承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号35番と36番については可決、承認されました。ありがとうございます。
- 荒井茂推進委員の着席を命じます。
- (荒井茂推進委員、着席)
- 議長 つづきまして、委員関連案件2件を除く申請番号1番から94番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。委員関連案件2件を除く申請番号1番から94番について説明させていただきます。
- (委員関連案件2件を除く申請番号1番から94番について説明)
- もし意見等がございましたら担当地区委員から報告をお願いいたします。
- 最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
- よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 5 番笠原委員 はい、議席番号5番の笠原が報告いたします。
- 全94筆のうち字大六天、字耕地、字中井、字畑ケ中の計51筆を現地調査いたしました。
- 現況を見て担当者の話を伺いながら現地確認したところ、担当地区としては特に問題なしと判断いたしました。以上です。

第12回定期総会議事録

- 6番横田委員 引き続き、議席番号6番、横田が報告いたします。  
全94筆のうち字味正作と字山際の計41筆を確認しましたが、1件ご審議いただきたいので説明いたします。  
申請番号66番について、地籍調査では宅地から畑に地目変更したいと判断しておりますが、現地調査をしたところ、木や篠が生え、篠は刈ってはありましたが、腰の高さまで伸びてしまっていました。現状では耕作できる状況ではありません。  
地籍調査の担当からの説明では、隣接する土地の台帳地目が畑であったことから畑という判断をしたとのことですが、農業委員会としては農地を守る観点からも、木や篠を抜根し、耕作または管理していただけるのであれば畑として認定して良いかと思いますが、遊休農地化している所をわざわざ農地に変えるのではなく、雑種地として地目変更することを提案いたします。  
なお、他の筆については、現況を見て担当者の話を伺いながら現地確認したところ、担当地区としては特に問題なしと判断いたします。  
皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 7番河村委員 すみません。7番の河村です。  
66番について、調査前地目が宅地となっておりますが、家を建てる予定があったのでしょうか。
- 事務局 事務局と一緒に同行させていただきましたので説明します。  
現地は昔の工場のようなプレハブの大きな建物がある土地で、その土地と66番の土地は地続きで一体の土地でした。その宅地の一部を分筆して畑にしたいということです。66番の調査前地番は697番地2の一部と記載されておりますが、この697番地2はプレハブが建っている宅地です。その宅地の中に篠が生えている状況のところが混在していたため分筆して分けて、篠が生えている部分だけは周り（697番地1）と同じように畑したいと意見が上がってきております。
- 議長 分筆は終わっているということですね。
- 事務局 まだです。今後、地籍で分筆したいという話です。
- 議長 697番地1は畑ですか。
- 事務局 697番地1は畑です。
- 議長 697番地1は畑なので、そこと66番を一緒にしたいという話ですね。  
697番地1は、耕作していますか。
- 事務局 697番地1も耕作していません。66番と同じ状況なので、一体としたいそうなのですが、遊休化しているところをわざわざ畑として認定することはいかがなものでしょうかという話です。

第12回定期総会議事録

- 議長 697番地1も篠が生えているんですね。
- 事務局 697番地1も篠が生えています。  
697番地1は台帳地目が畑になっております。そこと66番は全く同じ状況ですので、地籍調査としては、一体として農地にするため、697番地1に合筆してしまつて農地（遊休農地）の面積を増やしたいといった意見となっております。地区担当と一緒に調査した時に遊休農地となっている面積を増やしてしまうのはいかがなものかということで、今回の審議に上がっております。
- 議長 「草刈りとか耕作できる状況にすれば農地にする」といった条件付きでも良いのでしょうか。
- 事務局 それでも構わないですし、現状では雑種地という回答でも良いと思います。  
もし、耕作できるような農地に戻していただけるのであれば、畑でもやむを得ないという回答でも良いと思います。
- 議長 他には何かありますか。
- 3番関口委員 はい。
- 議長 どうぞ。
- 3番関口委員 26番と28番は現況内容が河川敷となっておりますが、どうしてでしょうか。また、河川敷を個人が持っているのでしょうか。
- 事務局 事務局です。地籍調査の担当に確認したところ、河川敷は雑種地になると伺っております。ちなみに河川敷という地目がないので、宅地とか畑ではないその他のものを総称して雑種地となります。  
河川敷を個人が持って良いのかということですが、そこが個人の所有地であれば個人が所有していてやむを得ないと思います。ただ、個人が所有しているところについては、町や県が管理することはありませんので、個人に管理していただくことになると思います。
- 3番関口委員 もう1点。ここには土手や堤防はありますか。
- 事務局 現場はほぼ崖のような感じになっていて、川と陸の部分に段差がある状態で、段になっているところが元々農地だったのであろうと思います。見た目は川と一体化しているような状況でした。
- 3番関口委員 川が氾濫して流れたらなくなってしまうのでしょうか。
- 事務局 調査の時点では既に川と一体になっております  
恐らく土留めしていて、その土留めの下側にその土地が残っていて河川と一体化してしまっているんだと思います。
- 3番関口委員 はっきり言って耕作できないですか。

第12回定期総会議事録

- 事務局 できません。
- 議長 では、県はその土地をもらってくれはしないのでしょうか。
- 事務局 河川の造成した時に土地の所有者とどのようなやり取りをしたのかわかりません。
- 3番関口委員 わかりました。
- 13番柴崎委員 はい。
- 議長 はい、どうぞ。
- 13番柴崎委員 34番などいくつか墓地がありますが、地籍調査で畑を墓地に変えるということでしょうか。個人所有の畑の隅にある墓を墓地にしてしまうということでしょうか。
- 事務局 34番につきましては現状を確認したところ既に墓地となっておりました。個人で所有される墓地となります。
- 13番柴崎委員 個人の墓地は税金はかかりますか。
- 事務局 税金はかからないと思いますが、所有者を変えることは地籍調査ではしませんので、あくまでも地目の変更のみとなります。
- 13番柴崎委員 わかりました。
- 議長 他に何かありますか。
- (挙手なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 事務局 それでは先に66番について整理していきたいと思います。  
地籍調査では宅地の一部を畑として認定したいという提案でしたが、横田委員の報告のとおり遊休化してしまっているところを畑として（遊休農地を増やして）いいのかというところが懸念されて今回の審議となっています。  
地籍調査にはこちらから意見として回答しますが、回答として「耕作できるような状況に原状回復していただけるのであれば畑として認定することを可能とする」または「原状耕作できる状況ではないので雑種地として認定する」ということになると思います。  
もちろん農業委員会として畑を増やしたいからどうしても畑にするということもできますが、横田委員からは耕作できる場所ではないので、雑種地として回答しようというご提案がありました。
- 事務局 ご審議いただきたいと思います。



第12回定期総会議事録

- 3番関口委員 地籍調査員の意見としては、どうなのでしょう。
- 事務局 地籍調査からの意見が畑にしたいという意見で、これを受けて農業委員会として遊休化しているところを畑にするのはいかがなものかという提案です。
- 3番関口委員 ここは何年前の調査ですか。
- 事務局 ここは去年行った調査です。去年現地を確認しております。
- 3番関口委員 わかりました。  
697番地1も雑種地に近いのでしょうか。
- 事務局 雑種地に近いです。
- 3番関口委員 雑種地ですか。
- 事務局 雑種地というのはその他の地目なので、田畑、山林、宅地などでないものが雑種地となります。
- 3番関口委員 65番はどのような状態ですか。
- 事務局 65番は小屋が建っております。昔は農業用の倉庫だったのかもしれませんが、現在は廃れたような小屋が建っていますので、ここは宅地と判定しております。
- 3番関口委員 何年前に建てたのかわかりますか。
- 事務局 それはわかりません。
- 3番関口委員 昔は畑に小屋を作っていたので、今回宅地に認定しますが、実際土地は農地なんですよ。
- 事務局 農地でしたが、697番地1を分筆して65番だけを宅地として変更するものです。
- 3番関口委員 所有者自身に変更したいということですか。
- 事務局 所有者というより地籍調査で変更したいということです。今回の案件は全て地籍調査ですので、調査した結果、現況に合わせて地目を認定していくものになります。その現況が66番も697番地1と同じ状況なので、畑にしてもよろしいでしょうかという話になっています。
- 農業委員会としては、遊休農地が増えてしまうことはよろしくないと思いますので、そのことについて審議していただきたいと思います。
- 議長 66番の土地所有者はきれいにしたいという気持ちはあるのでしょうか。

第12回定期総会議事録

事務局	わかりません
3番関口委員	65番を宅地にすると説明がありましたが、宅地にした場合、進入路はありませんよね。
事務局長	697番地2と65番を合筆するので県道と接します。また、66番と697番地1が合筆されます。
3番関口委員	わかりました。
議長	<p>それでは66番につきまして、農業委員会として、大河地区担当の意見としては農地ではなく雑種地にした方が良いのではないかという報告がありましたが、それについていかがでしょうか。</p> <p>大河地区委員の報告のとおり、地籍調査では畑として認定したいとのことですが、雑種地と認定することを農業委員会からの意見とすることの採決をとりたいと思います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、66番は、雑種地ということで報告したいと思います。</p> <p>それでは、委員関連案件2件と66番を除く申請番号1番から94番につきまして、報告のとおり承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、委員関連案件2件と66番を除く申請番号1番から94番は、可決承認されました。ありがとうございました。</p> <p>以上で、議案第6号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定について」は、すべて可決承認されました。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして日程8、議案第7号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(素案)について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。議案第7号、令和5年度最適化活動の目標の設定等(素案)について「令和5年度最適化活動の目標の設定等(素案)について、承認を求める」とのことです。</p> <p>まず、最適化活動について説明いたします。</p> <p>最適化活動とは、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、この活動を実施することとされています。</p> <p>農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要から、令和4年度より、毎年度、最適化目標を設定し、最適化活動の実施状況及び達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、県に報告することとなりました。</p> <p>それでは、素案について説明させていただきます。</p> <p>【農業委員会の状況】でございますが、①の農業委員会の現在の体制については、記載のとおりとなります。</p> <p>②の農家・農地等の概要については、直近の農林業センサス及び農業政策担当から聞き取り記入しております。</p>

## 第12回定期総会議事録

事務局

【最適化活動の目標】でございますが、まず①最適化活動の成果目標の（1）農地の集積について説明します。現状と課題は記載のとおりです。

目標については、令和4年度からの目標として令和12年度までに集積率50%を目標としています。農地面積642haの50%である321haの農地を集積するためには8年間で173haの農地を集積する必要があります。計算上、令和5年度に22haの農地を新規で集積することとなります。

つづきまして、（2）遊休農地の解消について説明します。現状と課題については、11月から12月に実施した農地パトロール及び遊休農地調査の結果を集計し記入しました。

目標について説明します。まず緑区分の遊休農地の解消面積は、令和3年度の調査の5分の1の面積となりますので、9haを解消することが目標となります。

黄区分の遊休農地の解消については記載のとおりです。

イの前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、令和4年度に新規発生した緑区分の農地の面積をそのまま目標といたしました。

つづきまして（3）新規参入の促進について説明します。現状と課題については、直近3年間の新規就農経営体数と、その面積となります。

目標については、平成28年度から30年度の3年間で農地法第3条、利用権などによる権利移動面積から平均を出し、その1割以上の面積が新規参入者の農地面積の目標となりますので、5.1haといたしました。

つづきまして②最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、1人当たりの活動日数については、最適化交付金と大いに関係があり、活動した日数から評価点を出し、全国平均と見比べて交付金が計算されます。

評価点については、月平均13日以上は活動した場合は5点、8日から12日は3点、6日から7日は1点、1日から5日の場合は交付金自体は0円とはなりませんが、評価点は0点、1日未満は当該委員への実績払いは0円となります。

以上のことから、せめて1点は欲しいという思いから活動日数を月当たり6日といたしました。

（2）活動強化月間の設定目標については、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の中から目標を設定することとなります。この中で委員の皆様のウエイトを占めたのが農地パトロールだと思いますので、遊休農地の解消を設定いたしました。

最後になりますが、（3）新規参入相談会への参加目標についてですが、毎年開催される新・農業人フェアに参加することを目標といたしました。なお、令和5年度の日程及び会場は未定です。

以上、内容説明とさせていただきます。

議長

それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員

すみません。

議長

はい。

3番関口委員

推進委員等は最適化活動を6日以上しなければ点がもらえないということですね。

第12回定期総会議事録

- 事務局 評価点を取るためには月6日以上活動が必要となります。皆さん毎月活動報告を記入していただいていると思いますが、6日以上記入できるよう活動をしていただきたいと思います。
- 3番関口委員 以前は1日以上と言われていたのですが。
- 事務局 交付金自体はもらえるので1日でも構わないのですが、評価点が0点であるということは、全国平均で比べた場合、交付金の金額としては低い金額となってしまいます。そこで、せめて1点はほしいというお願いでございます。
- 議長 6日を目標でお願いします。  
それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第7号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（素案）について」につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第7号については可決、承認されました。ありがとうございます。  
つづきまして日程9、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 事務局です。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する」とのことです。  
(申請番号1番から2番を順に報告)  
以上、報告させていただきます。
- 議長 つづきまして日程10、報告第2号「農地法第5条の規定による許可取消願について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 事務局です。報告第2号、農地法第5条の規定による許可取消願について「申請人より農地法第5条の規定による許可取消願があったので報告する」とのことです。  
(申請番号1番を報告)  
以上、報告させていただきます。
- 議長 つづきまして日程11、報告第3号「農地の埋立（盛土）工事の施工について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 事務局です。報告第3号、農地の埋立（盛土）工事の施工について「申請人より農地の埋立（盛土）工事届が提出されたので報告する」とのことです。  
(申請番号1番を報告)  
以上、報告させていただきます。

第12回定期総会議事録

議長

つづきまして「その他」に入ります。その他として、議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。これもちまして、令和5年2月第12回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時15分です。